

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

1. 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 海藻製品の分類変更に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(関税定率法施行令第1条の3等関係)
 - (2) バイオポリエチレンに係る暫定税率を無税にすることに伴い、輸入申告貨物がバイオマス由来であることの証明方法を規定することとする。(関税暫定措置法施行令第4条関係)
 - (3) 特別緊急関税制度等に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第10条の4等関係)
 - (4) 乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイを関税割当制度の対象に追加することに伴う所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第32条等関係)

2. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成31年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)

3. その他所要の規定の整備を行うこととする。

4. この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成31年4月1日から施行することとする。(附則関係)